

議案第63号

日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように定める。

令和7年12月1日提出

日出町長 安部徹也

日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例

日出町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成6年日出町条例  
第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「指定工事店は、」の次に「営業所ごとに、管理者から  
の登録を受けている」を加え、「として管理者の登録を受けた者を置か」を「の  
うちから、責任技術者を選任し」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同一の都道府県の区域内における他の営業所について兼任するこ  
とを妨げない。

第10条の2第2項及び第3項中「規定による」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理　　由

アナログ規制の見直しに伴い、排水設備工事責任技術者の常駐・専属要件を廃止するため、条例の一部を改正したいので提出する。